

10. 高齢者の人権擁護と虐待防止について

全国の養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数は、年々増加傾向にあり、令和5年度は過去最多を更新し、虐待再発事案の増加が確認されています。

令和6年度介護報酬改定においては、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合には、基本報酬が減算となることとされました。

養介護施設従事者等による虐待においては、職員個人の問題として捉えるのではなく、組織全体の問題と捉え、対策を講じていくことが必要です。

今一度、以下の内容を確認し、虐待防止・早期発見・再発防止に努めていただきますようお願いいたします。

高齢者虐待の内容

(1) 養護者による高齢者虐待

高齢者を現に養護する者(家族や親族など)による虐待

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法および介護保険法に規定する施設等の業務に従事する職員による虐待

高齢者虐待の分類

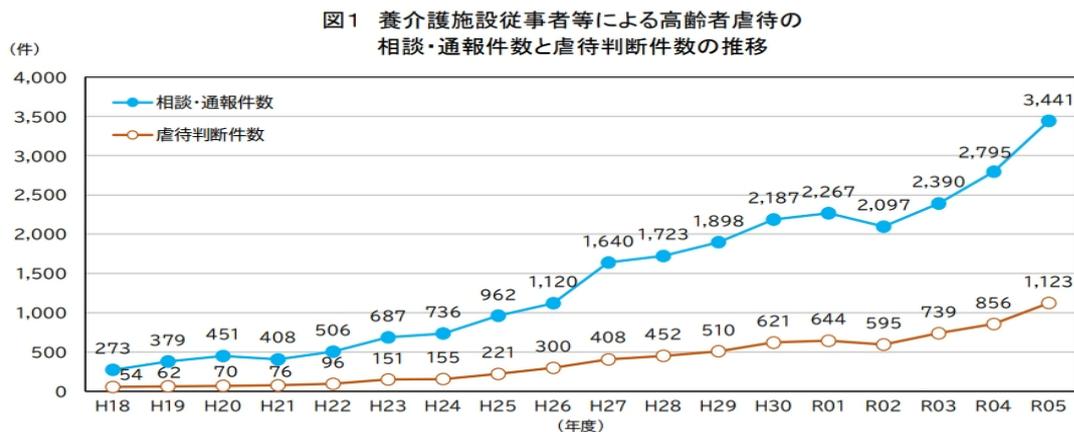
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること 例: 殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、身体拘束・抑制をする、意図的に薬を過剰に与える など
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の者による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること 例: 食事や水分を与えない、入浴しておらず異臭がする、劣悪な環境の中で放置する、必要な介護サービスや医療を理由なく制限する など
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと 例: ののしる、侮辱を込めて子供のように扱う、意図的に無視する など
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、させること。 例: 人前で排泄させたり、おむつ交換をする。またその場面を見せないための配慮をしない など
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること。その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること 例: 必要な金銭を渡さない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など

高齢者虐待対応件数等の状況

(1) 養介護施設従事者等による虐待相談・通報件数《福井市》

区分	令和4年度	令和5年度
養介護施設従事者等 相談・通報件数(認定件数)	8件(2件)	5件(2件)

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数等の推移《全国》



厚生省老健局「令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因

・令和5年度虐待の発生要因(複数回答)《全国》

虐待の発生要因として最も多かったのは、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」で、次いで「職員のストレス・感情コントロール」、「職員の倫理観・理念の欠如」、「職員の性格や資質の問題」、「職員の高齢者介護や認知症ケアに関する知識・技術不足」が上位を占めている。

虐待防止と不適切なケアへの取組について

(1) 理念の共有

- 理念は日常業務で最も身近な行動規範であるため、理念の意味が理解され、職員間で共有されていることが大切である。

(2) 開かれた組織

- 家族、ボランティア、介護相談員などの受入れが活発であること、第三者委員に意見を求めているなど外部からの評価を積極的に受けられる体制にしておくことが虐待や不適切ケアの防止に大切な視点となる。

(3) 職員への対応

- 対人援助は、自己の感情をコントロールする必要がある。管理者は、職員のストレスを把握し、業務負担に考慮した人員配置となっているか、人間関係や士気に配慮しているか、スーパービジョン体制が確立されているかなどに注意し、「働きやすい」「やりがいのある」職場づくりを実現することが求められている。

(4) リスク管理

- 苦情や事故への対応が確立され、発生したことをもとに今後の改善に活かせるように検討されていることが必要である。迅速なリスクコントロールやダメージコントロールは、組織力強化、利用者からの信頼関係強化につながります。

(5)サービスの質を担保

- 個別ケアの推進、チームケア、虐待や認知症に関する研修の実施、外部研修への積極的な参加、自己評価や外部評価の実施を行うことでサービスの質を担保します。

養介護施設の設置者または養介護事業を行う者の義務

- 養介護施設の設置者または養介護事業を行う者は、次の措置を講じなければならない。(高齢者虐待防止法第20条)
 - ①養介護施設従事者等の研修の実施
 - ②養介護施設への入所者、養介護施設の利用者または養介護事業にかかるサービスの提供を受ける高齢者およびその家族からの苦情処理の体制整備
 - ③その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設従事者等の義務等

- 養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。(高齢者虐待防止法第5条)
- 養介護施設従事者等は、高齢者の人格を尊重した処遇を行わなければいけないことはもちろんのこと、養介護施設内や養介護事業において、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町に通報をしなければならない。(高齢者虐待防止法第21条)
- また、養護者または養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町に通報をしなければならない。
- このほか、養護者または養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町に通報するよう努めなければならない。
- なお、養介護施設従事者等は、市町に通報をしたことを理由として、「解雇その他不利益な取扱を受けない」と規定されている。

高齢者虐待防止の推進【令和6年度介護報酬改定(参考)】

- ◆虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置を講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算対象とする。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ②虐待の防止のための指針を整備すること - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

養介護施設従事者による高齢者虐待への対応

- 高齢者虐待について通報があった場合は、市町が虐待の事実確認を行います。県が市町と協力して事実確認を行うこともあります。
- 高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護のため、市町や県は、法令に規定された権限を行使します。(監査・指導の実施。従わない場合等は行政処分あり。)

通報窓口

疑いの段階であっても早期に相談・通報をしてください

養介護施設従事者からの高齢者虐待・・・福井市地域包括ケア推進課

養護者からの高齢者虐待・・・各地域のほやねっと又は福井市地域包括ケア推進課

身体拘束の廃止

- 介護保険法では、身体拘束は原則禁止されています。(基準条例でも禁止について明記されています。)
- 身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、「緊急やむを得ない」場合を除き、すべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

身体拘束となる具体的な行為の例

- 徘徊しないよう車イスやイス、ベッドに身体をヒモなどでしばる。
- 転落しないよう、ベッドに身体をヒモなどでしばる。
- 自分で降りられないよう、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- 点滴、経管栄養などのチューブを抜かないよう、四肢をヒモなどでしばる。
- 点滴、経管栄養などのチューブを抜かないよう、または皮膚をかきむしらないよう手や指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- 車イスやイスから落ちたり、立ち上がったたりしないよう、Y字拘束帯、腰ベルトなどをつける。
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- 脱衣やおむつはずしを制限するため、つなぎ服を着せる。
- 他人への迷惑行為を防ぐため、ベッドなどに身体をヒモなどでしばる。
- 行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

※上記行為は身体拘束禁止の対象となる行為の例であり、どういった行為が身体拘束禁止の対象となるかは、「利用者の行動を制限する行為」に該当するか否かで判断します。

緊急やむを得ない場合の身体拘束実施

- ケアの工夫だけでは十分に対処できない一時的に発生する突発的事態のみに限定。
- 安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束することはできない。慎重な判断が必要。

緊急やむを得ない場合の3要件

- 緊急やむを得ない場合とは、以下の3要件をすべて満たすことが必要であり、あくまで例外的な緊急対応措置であると捉える必要がある。
- 適切な手続きを経ていない身体拘束は、原則として高齢者虐待の身体的虐待等に該当する行為と考えられる。

(3要件内容)

切迫性	・利用者本人または他の利用者などの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
	※身体拘束を行うことで本人の日常生活に与える悪影響を勘案、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人などの生命または身体が危険にさらされる可能性が高いか否かを確認したか。
非代替性	・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
	※複数のスタッフで確認をしたか。拘束方法は、本人の状態像などに応じて最も制限の少ない方法を検討したか。
一時性	・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
	※身体拘束その他の行動制限が、本人の状態像などに応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。

- 身体拘束廃止委員会などの組織で、上記3要件すべてを満たす状態であることを検討し、記録することが必要。(担当スタッフで決めるものではなく、施設全体として判断する。)
- 利用者本人や家族に、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間などをできる限り詳細に説明し、理解を得る。(施設の責任で実施。)また、事前に説明し理解を得ていても、身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明のこと。本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を設定すること。
- 緊急やむを得ない場合に該当するか否か常に観察、再検討。必要なくなれば、直ちに解除する。
- 身体拘束を実施する場合、その態様や時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要。(日々の心身の状態などの観察。拘束の必要性や方法の再検討を行うごとに、逐次記録を加える。その情報は、スタッフ間や施設内などで共有できるようにすること。記録は施設で確実に保存。)

身体的拘束等の適正化の推進【令和6年度介護報酬改定(参考)】

◆身体的拘束等の更なる適正化を図るため、以下の見直しを行う。

1. 短期入所系サービスおよび多機能系サービス(追加)について、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会開催、指針整備、研修の実施)を義務付ける。また、措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。(1年間の経過措置あり)
2. 訪問系、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

苦情処理体制の整備

- 養介護施設・養介護事業者は、苦情相談窓口を開設するなど、苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが基準条例等に規定されているとともに、高齢者虐待防止法においては、養介護施設・養介護事業者に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されている。
- 苦情の受付やその処理体制については、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切である。

高齢者権利擁護 内部研修用参考資料

- 福井県長寿福祉課ホームページ「高齢者虐待防止について」
→ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/gyakutaibousi.html>
ホーム > 医療・福祉 > 介護・高齢者 > 高齢者の権利擁護 > 高齢者虐待防止について
- 厚生労働省資料 身体拘束ゼロへの手引き(福井県ホームページより)
→ https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/gyakutaibousi_d/fil/zerotebiki.pdf

施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備に関する参考資料(厚生労働省 HP)

- 高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等
→ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

高齢者虐待の対応状況に関する参考資料(厚生労働省 HP)

- 令和 5 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果
→ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48003.html